

令和8年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月5日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前11時10分

議長（今井英昭君） おはようございます。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日3月5日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第4号

議長（今井英昭君） 日程第1 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 今回提案されている議案第4号と、それに関連するところの条例をちょっと質問いたします。

立科町においては、現在、保育園は一時保育っていうのは既にされているかと思うんですが、その違い、こども誰でも通園制度との違いっていうのをどのようになるか伺います。

議長（今井英昭君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

国の言っている目的、定義ですけれども、まず、一時預かり事業、一時保育の事業ですけれども、こちらのほうは、保護者の立場からの必要性に対応するものであります。保護者の疾病ですとか、事故、介護ですとか、冠婚葬祭、リフレッシュ等、保護者の立場からの必要性に対応する事業が一時保育となります。一時保育に関しましては、1人の利用時間、利用日数ですけれども、12日間、月12日まで利用できます。

対しまして、こども誰でも通園制度ですけれども、こちらのほうは、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的となっております。こども誰でも通園制度は、子どものための制度となります。利用時間ですけれども、こども誰でも通園制度に関しましては、月10時間を上限とした制度になっております。以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありますか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 関連でちょっとあと二つ質問させていただきます。

その2つ目ですけれど、立科町はほぼ待機児童っていうのがいないと私は受け止めておりますが、その中で、町内でニーズは把握されていますか。

議長（今井英昭君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

ほとんど、保育園に通っていないお子さんに関しましては、一時保育で皆さん使っていらっしゃると思いますので、こちらのほうは12日間使えますので、そちらのほうの対応

でほとんどかと思えます。ニーズ、これから公表してからどのぐらいニーズがあるか分からないんですけども、ほぼないと思えます。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 3つ目の質問を行います。そういう環境の中でも、一応、日本全国同時にこのこども誰でも通園制度は制度の体制は整えるわけですけども、当然、国から補助として、それに関連するのは交付税として下りてくるんでしょうが、この補助の在り方に関しては、町は継続事業ができるように予算立てとというか、体制は整えていく考えでしょうか。そこら辺が国からきちんと示されているかどうかもちよっと分かりませんが、その辺りの考え方を伺います。

議長（今井英昭君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

現在、この時点においても、国のほうから継続して何割とか幾らというような情報はちょっとまだ入ってきてはいないわけですけども、制度としてはこれから続いていくということですので、その対応は町でもしていきたいと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第5号

議長（今井英昭君） 日程第2 議案第5号 立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第6号

議長（今井英昭君） 日程第3 議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第7号

議長（今井英昭君） 日程第4 議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第8号

議長（今井英昭君） 日程第5 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） すみません、これの制定の理由というのはどういうことでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） この条例を制定する理由は、住登外者宛名番号機能を自治体情報システム標準化の共通機能として設けられており、この機能を使うといいですか、実装する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の独自利用を行う事務として条例で定めることが国の見解として定められております。そのための条例改正であります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第9号

議長（今井英昭君） 日程第6 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 確認ですけれども、これは職員の育児休業等に関する条例ということなので、会計年度任用職員、含まれるのは正規の職員だけでしょうか。任期付とか、それから会計年度任用職員とか、そういう人たちは含まれないということよろしいでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

この次の条例にあるように、会計年度任用職員にも適用される部分がありますので、周知等は当然行っていきたくと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第10号

議長（今井英昭君） 日程第7 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第11号

議長（今井英昭君） 日程第8 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第12号

議長（今井英昭君） 日程第9 議案第12号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第13号

議長（今井英昭君） 日程第10 議案第13号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第37号

議長（今井英昭君） 日程第11 議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第14号

議長（今井英昭君） 日程第12 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、村松浩喜議員。

11番（村松浩喜君） 11番。それでは、町長にお尋ねします。この権現の湯の施設は、27年前の開館当時は、町民の福祉の向上や健康増進に役立てるものという触れ込みでオープンしたと記憶しております。その当時の様子を知る方々の中には、そういった目的で運営しているのだから、少々の赤字には目をつぶるべきという意見もあります。町長は、権現の湯の存在意義を現在どのように考えていますか。これが1点目です。

2点目、使用料を固定しないで上限額を定めることとした理由をお尋ねします。これまでの条例では、1日券、大人ですと500円というような金額を指定しての条例の制定でございました。今回は固定せずに上限額のみを定めるということにした、その理由をお尋ねしたいと思います。

3番目は、その上限額を900円以内とした理由をお尋ねします。

そして、4番目ですが、上限額を設定した場合……

議長（今井英昭君） 1回3項目になりますので。

11番（村松浩喜君） 3点まで。分かりました。じゃあ……

議長（今井英昭君） ここで一旦。

11番（村松浩喜君） 3点目までに——じゃあ結構です。じゃあ、上限額を900円以内とした理由というところまでお願いいたします。

議長（今井英昭君） 今、3点質問がありました。これについて、両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、開館当初のお話でございますけれども、権現の湯は、開館当初は町民の健康と福祉の向上に寄与する施設ということでありましたけれども、現在では、多くの観光客も訪れる町の重要な営業施設になっております。

現在の使用料は、平成30年度にリニューアルオープンした際に改定をしたものではありますが、改定後は新型コロナウイルスの影響によりまして入館者数が減少しておりましたけれども、コロナ禍が明けてからは、日頃の営業努力もあり、昨年度はようやく収入、来館者数ともに、コロナ禍前の令和元年度と同水準まで回復を図ることができました。

しかしながら、ここ数年は、長引くエネルギー価格・物価高騰に加え、人件費の増加の影響もありまして、施設の管理運営経費は年々増加をしており、本年度はバイオマスボイラーを導入するなど、一層の経費節減に努めておりますけれども、現在の経済情勢を勘案すると、経費の節減だけでは赤字幅を縮小することは難しい状況を迎え

ておりますので、今後も、経費の増加が見込まれる先行き大変不透明な光熱費・物価変動に柔軟に対応できるよう、条例の使用料を上限金額方式に改め、その範囲内で金額を定めることができるように改正をさせていただくものでございます。

上限金額は、昨年度の決算状況を基に、幾つかの収支パターンでシミュレーションを行い、大規模な工事修繕費を除きまして、おおむね赤字が1,000万円を下回るパターンを想定した中で900円以内とさせていただき、実際の金額につきましては、近隣施設の管理運営状況や料金状況を勘案して均衡を図り、今回はという形で上限を設定したと、そういうことでございます。

議長（今井英昭君） 両角町長、今、1点目の意義についてという質問がありましたので、この点についてもお願いします。

町長（両角正芳君） 意義でございますけれども、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、やはりいわゆる今回の当初の町民の健康の福祉の向上ということが当初の目的といたしますか、温泉館を開館する当時の状況でありますけれども、現状は少なく見ても、今現在、町内の皆様方の利用は3割程度、それから町外が7割程度ということと加えまして、多くの皆さんが観光客の方が訪れていると。こういうことがいわゆる今回の問題として、営業施設等の考え方に至っております。それから加えまして、いわゆる光熱費・物価高騰ですね、これらが大きく影響しておりますので、これらの赤字幅の縮小ということも大きな問題かというふうに思っております。

議長（今井英昭君） 11番、村松浩喜議員。

11番（村松浩喜君） 11番。それでは、続いて、町長にお尋ねします。2点お尋ねします。

まず1点目ですが、上限額の設定をした場合、議会の議決などがなくても、その上限額まで自由に上げられてしまうのではないかというふうな心配もございます。その点について、今後、料金改定する際の手順について教えていただきたいと思っております。

それともう一点ですけれども、指定管理者に管理を行わせることができるようにする理由についてお答えいただきたいと思っております。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず、先ほど900円以内という最大の枠の中ということでもありますけれども、今回、1回券ということに限定しますと、大人500円を600円、子ども200円を300円に改定を予定しております。このことにつきましては、今後、使用料を改定する際には当然丁寧な説明をして、議員の皆様方の意見を伺いながら進めていきたいというふうに基本的に考えております。

また、今、指定管理者の管理の問題が提起されました。この問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ここ数年来、施設の管理運営経費が年々増加しております。経費の節減だけで赤字幅を縮小することは大変厳しい状況を迎えておりますので、民間のノウハウを活用した経営の効率化、多様な発想や企業努力による新たな利用者の獲得など、経営改善に向けた取組に迅速に対応できるように改正をお願いし

たいというふうにも考えているわけであります。

指定管理者への移行期間、時期につきましては、使用料改定後の入館者数、決算状況を見ながら判断したいというふうを考えておりますので、近いうちにすぐ移行するとか、また、現在、指定管理者の候補があるとか等、そういうことでは決してございません。

なお、当町周辺の日帰りの温泉施設では、指定管理者制度への移行が大変進んでおりまして、上田市、茅野市、小諸市、佐久市、東御市、そして隣の長和町、こういった管内で市町村が直接運営する施設は権現の湯のみであります。

議長（今井英昭君） 11番、村松浩喜議員。

11番（村松浩喜君） 11番。それでは、続いて、企画課長にお尋ねします。

先ほどの町長の答弁の根拠を確認したいので、具体的なデータについて質問します。まず1つ目です。権現の湯が平成10年に開館して以来の収支状況を教えてください。2つ目、直近5年間の入館者数と収支状況を教えてください。

3つ目です。直近5年間の町民特別優待券の利用実績を教えてください。この質問をする理由は、無料の優待券でさえも利用しない人は、1年間に一度も権現の湯を利用しないと考えられ、そのような皆さんに公費による赤字分を負担させてもよいのかという疑問を抱いたからです。

以上3点、お願いいたします。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

まず、開館以来の収支状況について申し上げますが、平成10年から13年度までの4年間につきましては黒字経営でございましたが、5年目の平成14年度に赤字に転落して以降、赤字が続いておる状況でございます。

次に、令和2年度から令和6年度の5年間の入館者数と収支状況でございますが、令和2年度と3年度につきましては、コロナ禍の状況で、特に令和2年度は休館及び時短営業をした中での状況になりますので、その辺はお含みをいただきたいと思います。

まず、令和2年度は入館者数11万1,645人で、4,776万8,567円のマイナス決算でした。令和3年度は13万2,033人で、4,498万8,962円のマイナス、令和4年度は14万343人で、4,855万3,893円のマイナス、令和5年度は15万9,921人で、3,843万7,450円のマイナス、令和6年度は17万571人で、4,413万7,031円のマイナス決算の状況になります。

最後に、令和2年度から令和6年度の5年間の町民優待券の利用実績ですが、令和2年度は6,952枚の配付に対しまして3,410枚の利用があり、利用率は49.1%でした。令和3年度は6,796枚の配付で3,761枚の利用があり、利用率は55.3%でした。令和4年度は6,697枚の配付で4,260枚の利用があり、利用率は63.6%でした。令和5年度

は6,563枚の配付で4,232枚の利用があり、利用率は64.5%でした。令和6年度は6,358枚の配付で4,216枚の利用があり、利用率は66.3%でした。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） それでは、先ほどの議員の質問の答えも含めて質問いたします。

さっき、なぜ指定管理にするかという質問に対して、経営が大変厳しくなっていると、柔軟に対応できるように経営の民間のノウハウを活用したいと、効率化、経営改善だというふうにおっしゃいました。それでは、しからば伺いますけれども、物価高騰、人件費高騰が指定管理になれば収まるんでしょうか。指定管理になれば経営は改善されるとお考えでしょうか。それは、指定管理料を払うということも併せて加わりますよね。その上で改善されるというふうにお考えなのかというのが1点目です。

2点目の質問は、バイオマスボイラーを設置することで経費の削減が図れると、この間の報告では600万円下がるというふうにお伺いしました。そうすると、今度、料金を上げた場合の収支見通しということでデータを頂いているんですけども、入館者も減るという見通しの中で出されているということなんですけれども、これ、料金上げた場合の収支見通しというのを見ても、ずっと赤字は赤字なんですけれども、これが指定管理になると改善されるというふうにお考えなのかどうかね。1番と似ているんですけどね。

3つ目は、雇用の問題です。先ほど、人件費の高騰ということをおっしゃいました。たしか、今の権現の湯は、職員、正職員と会計年度任用職員で成り立っていると思います。会計年度任用職員の待遇については私も本会議でも何度も求めましたけれども、このところ賃金アップも正職員と同じようにされ、また、ボーナスもきちんと保障されるというふうに対処が進んでいます。しからば、指定管理になった場合は、民間の論理ということになりますと、これまでのような待遇改善は望めないのではないかと。もしくは、いわゆる経営のノウハウの中で雇用が失われる、リストラですよ、削減が行われる、そういうことで人件費の抑制が図られるという危険性があります。ここで伺いたいのは、一つは、現在の権現の湯で働いていらっしゃる皆さんの町民の割合はどのくらいかということと、指定管理になった場合、そういう雇用の引下げが、待遇改善が図られない、むしろ縮小に転ずるおそれがあるのではないかとということが考えられるわけですけども、この点についてはどのように担保されるのか、これについてまず1点目伺います。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず1点目の関係、指定管理にした場合、民間のノウハウを活用して、そうすれば経営改善が図れて、赤字の解消に向かっていくのかということだと思いますが、これにつきましては、既に全員協議会の中でもお示しをさせていただきましたように、幾つかのパターンのシミュレーションをつくってお示しをしてあります。こ

の中で、今回のいわゆる上限幅の最大900円というパターンでいきますと、1,000万円以下という中で示されているかというふうに思います。ということは、当然、直営的な形でいきますと、現状も最大限の努力をしている中で現状の赤字幅、赤字ということでもありますけれども、そのいわゆる1,000万円以下という形がもし取れば、万一、民間の方、いわゆる指定管理で受けた場合には、当然、民間感覚の中でいろんな企画力だとか、あるいはサービスだとか、いろんな観点も考えられますし、また、当然、経営的な部分でも経費の節減ということも当然考えていくでしょうし、そういったことはもう民間の皆様方のほうが当然すばらしく中にはありますので、当然、そのところは1,000万円以下であれば経営が続けていかれるということであろうかというふうに思って設定をした最大幅の900円という形であります。

それから、2点目でございますけれども、2点目の問題は、いわゆる（発言の声あり）いわゆる削減幅を、例えば指定管理にした場合に、それが改善できるのかというお話でありますけれども、これは、先ほど申し上げたこととかぶりますけれども、やはり当然、入館料の問題はついて回りますので、これは改善されていかなきゃ、当然、幾ら民間といえども、現状のままのいわゆる入館料では当然それに対する改善というのは難しいであろうということでもありますけれども、今後、今現在、先ほど村松議員のほうにもお話をさせていただきましたが、今すぐ民間に移行するというつもりは毛頭ありません。ともかく私どもとすれば、今回お示しをしている条例の中で、できる限り近隣との均衡を保ちながら、最大限の経営努力・営業努力をしていくことはもちろんでありますけれども、それにつきましても、最終的に民間の皆様方の感覚で経営が進められるということは難しいであろうと。そうなったときの決算状況を勘案した中で、その時点になったときには指定管理の方法も当然検討しなければならない。そのときの状況というのが先ほど申し上げた今回の条例の最大枠、このところが現在のいわゆる状況ですね、入館者数等の状況をそのまま並行して考えた場合には、当然、その赤字幅というのは当然改善できるので、経営改善は図れるのではないかということだというふうに思っております。

それから3点目は雇用の話かというふうに思いますが、雇用につきましては現在も会計年度任用職員であります。当然、そのことについては、これからの万一指定管理という形になったとしても、現在働いている地元のスタッフ、これを解雇されるんじゃないかとかどうなっちゃうんだろうという心配があるかと思っておりますけれども、そうではなくて、公募をしたときの条件として、そのところに地元雇用の維持促進、これを当然盛り込みますので、そして、現在のスタッフの継続雇用ということを努力義務にしていきたいというふうに思っておりますので、当然、現在の皆さん方の雇用は継続していただきたいということで、継続していくという方向で町は考えております。ですが、何回も申し上げますが、今すぐ指定管理に移行することではございません。まずは、今回の料金改定の中の最大枠の条例のほうをお認めいただく中で、こ

れからの立科町が進めている経営改善について、推移を見守っていただきたいというふうに思っております。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいまご答弁いただいたんですけども、民間感覚でって、1,000万円以下だったら指定管理でもやっていかれるのではないかというお話だったんですけども、この頂いたシミュレーションは、町直営での今の形態のままのシミュレーションというふうに私は受け止めていますから、これでも十分やっていかれるんじゃないかなというのは私の感触があります。

それで、質問ですけど、先ほど、雇用の状況は、町内の人が一体どのくらいの雇用になっているんですかというのをお答えがなかったので、それは2問目でお答えいただきたいんですけど、経営努力をしつつ、町民の福祉・健康のための施設ということであれば、私は一定の赤字は当然認められていいのではないかというふうに思っております。それについて、厳しい経営環境があるということを指定管理にすれば改善されるという考え方は、私はそこは大変疑問に思っております。

質問として形にするんですけど、雇用の問題ですが、山の索道事業なんかも、地元雇用の継続というのが仕様書の中にありましたが、実際はかなり辞めて、人員不足でゴンドラが動いていないという事態もあるというふうに聞いています。やっぱり指定管理になってくると、雇用がどうなのかについては、私たちには知るよしもありません。民間の経営だからという理由で、経営状況も知らされないし、働いている従業員の皆さんの状況がどうなったかについても、議会についての議会に対する報告もなくなるわけなので、山のところで明らかになったように、人員削減や雇用の条件が悪くなることも十分考えられるのではないかと思うんですけど、そういうチェックはどうされるのかなということをお伺いします。

それから最後に、今すぐしないとおっしゃるんですけど、ここには指定管理に移行できる旨の条例案が入っておりますから、これを認めればしてもいいことになってしまうわけですよ。やっぱりこれについて私は疑問を感じているわけですけども、やっぱり町民の健康と福祉のためということで、町の施設だからこそ安心して皆さんが利用されているという面があるのではないかなと。それはなぜかという、施設に対して意見を言っても、それが反映されたり、また、議会議員なんかに言われて、それをこういう場でただすことができる。直営だからこそ、町民の意見が反映できるという面が大変担保されるわけですよ。ところが、指定管理になると、民間だからということで、経営状況も分からないし、意見が反映されるかどうか、それは民間の経営の手腕の範囲ですみたいなことでね、これは索道の指定管理を見ればよく分かるんですけども、非常に遠くなってしまうと、町民の意見が通らなくなってしまうということが懸念されます。この点についてもどうされるのか伺いたいと思います。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず1点目が雇用のお話かと思えます。先ほど私申し上げました。少なくとも、今回の現場のスタッフの皆さん、雇用をしている皆さん、この皆さんについては当然公募条件、いわゆる仕様書の中に当然うたっていくわけでありまして、もちろん、今後、もし万が一、いつになるか分かりませんが、雇用ということが、指定管理という問題が出てきた時点のことに限定して考えますと、それについては、当然、スタッフの皆さん方の問題と経営の問題については、指定管理ですので、施設そのものは町の財産でありますので、これは当然そのまま引き継ぎますので、続いていきますので、要は営業経営権といいますかね、これが民間のほうに移行していくということになったとしても、これはもう毎年毎年、そのチェック体制と報告は受けるわけですので、必ず全て放任しているわけでは、いくわけではありませぬので、その辺はもう私は問題ないのではないかなというふうに思います。

それから、少なくとも見ても経営改善ができるとは思えないというふうなお話ございましたけれども、現在、既に平均的にもうここ何年も4,000万以上の赤字が続いているわけでありまして。当然、収支が伴っていません。と、加えて、冒頭でも申し上げましたけれども、町内の皆様方が利用というのは約3割、町外の皆さんの利用というのが7割であります。直営でもし進めていくということであっても、指定管理であっても、当然、互いに経営努力はしていきますけれども、そこにはやはり少なくとも自由度を持った民間の感覚というのは、通常、一般的に考えても、直営の町の直営という形で進められるよりは経営改善はされていくのであろうということは、既にスキー場の状況を見ても、実績を見てもお分かりかというふうに思います。そういったことを考えますと、今後、少なくとも私どもも何年か、もちろん経営改善を図りながら全力を尽くしてまいりますけれども、しかし、その場合に4,000万以上の赤字がなかなか減らないということは、当然、町民の皆さんの血税を投入しているわけでありまして、このことは少なくともその赤字幅の縮小ということは当然図っていかなくちゃいけない、努力していかなくちゃいけない問題だというふうに思いますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

今から経営ができなくなっちゃうんじゃないかとかということは今から申し上げるのではなくて、そういう方向で期待をしておりますので、現状の中では、現直営でやっている中で最大限の努力は進めてまいります。雇用の問題についても、指定管理になった場合においても、そこには当然条件として雇用していくということを条件にしてまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） 先ほどご質問の職員の方の町内外ということでございますが、今、会計年度職員で雇用させていただいている方は5名いらっしゃいますが、そちらについては全て町民の方になります。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はございませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 3問目なので。先ほど、一つは、昔は町民の健康福祉ということでほとんどの町民の利用があったけれども、今は町民の利用が3割だとおっしゃいましたね。それを言うなら、スキー場は町民の利用は2%だって聞いています。スキー場のほうに35億円かけて大規模改修をして、2割も利用のある町民の施設については出し渋るというのはいかがなものかなと思うんですけれど、ここの考え方ですね。

それからもう一つ、町内で権現の湯になかなか入らないというのは、やっぱりお隣同士での、何ていうんですかね、裸を見られるのが嫌だとか、行くと話しかけられてゆっくりできないからよそのお風呂に行くということがやっぱり心理的にあるというふうに聞いています。職員の皆さんなんかはそうですし。また、それが逆のことが言えて、佐久市の皆さんや小諸市の皆さんも立科町の権現の湯を利用されるんですよ。そういう点では、本当にこの東信地域でお互いに交流し合って存続するものなのかなと、まさに広域連携の代表のようなものがお風呂かなっていうふうに私も捉えているんですけれども、そこら辺では、先ほどのお答えでは、町民の利用が少なくなって福祉施設から営業施設になったと。そういう考えの中で料金を上げていく、指定管理にしていくんだというふうに、大きなそれが要因だというふうに私は受け止めたんですけれども、やっぱり広域連携の立場からすれば、お互いに低料金で利用ができるようなやっぱり東信地域であってほしいなというふうに思うんですけど、町民の利用の問題ですね、町民の利用の問題ね、私は3割も利用されているというのは非常にいいことだと。しかも、観光客もここへ入って——私も勧めるんですよ。ここで入って、お風呂に入って宿舎にお帰りくださいみたいだね。そういうことが言えるんじゃないかと思うんですけれども、やっぱりその山の施設、索道なんかは、町民のスキーなんかの利用は大変少ないと。だけれども……

議長（今井英昭君） 村田桂子議員、質疑をお願いします。

8番（村田桂子君） はい。だけれども、35億も投入すると。片や3割も利用されているのに、単に数字のことだけ言いますけどね、赤字が4,000万だということはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、その考え方について、じゃあ、営業施設にするということですね、その考え方をもう一回お願いします。

それから、最後の雇用の問題です。今、町民の方の雇用が続いているということで、最初の指定管理なんかにするときには改めてその問題が出てくると思いますけど、地元雇用を盛り込むとお話しだったんですけど、実際、索道なんかでもかなり人員が減ったりとかしています。対応だってそうよくなるらないという話も聞きました、私は。議会の関与もなくなるということを考えると、ここはちゃんと直営で続けるべきではないかと思うんですけども、これについてももう一回お願いします。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、いろいろお話がありました。まず、スキー場との比較をされました

けれども、これは単純にスキー場と温泉館という、いわゆる種別の中で同等に考えられるというのがいかなかなというふうに私は思いますけれども、スキー場はスキー場として、立科町にとって観光地のやっぱりシンボルでございます。また、一番、立科町の経済の活性化の私は核であるというふうに思っていますので、そのところと町民の福祉の向上に寄与していく、もちろんスキー場も寄与はするんですが、温泉館のいわゆる利用ですね、この、との考え方というのは、必ずしも一致しているものではないというふうに思います。ですが、互いに町民が利用する施設であることには変わりはありませんけれども、また、今、議員のほうから、町外から来る皆さん、町内の皆さんはなかなか地元のところでは行きづらいので町外に行く、また、そうでないところの皆さんが私どもの権現のほうに来ると、互いの交流だと、こういうお話もありました。そういうこともゼロではないでしょう。しかし、基本的に自分たちのところの施設をどれだけ利用するかというのは、町民の皆様方のやはり自由度の問題、要するに利用する側のやはり考え方ですから、それがいいか悪いかは別としましても、結果として3割、7割という、そういった結果が出ていることも事実であります。ですので、私は、3割の皆さんだから少ないとかって思っているわけではありません。少なくとも、町民の皆さんが利用する立科町の温泉館ということの位置づけは変わらないと思いますけれども、他のほうを利用してはいけないということでもありませんし、また、広域というお話も先ほどちょっとありましたけれども、広域まで飛ばして物事を今考える状況ではないというふうに思います。やはり広域というのは、少なくともお互いにそれぞれのところの市民・町民の皆さんが等しく、いかに利用して交流が図れるかということですので、そのことと温泉館を一緒にして考えることはできないというふうに思います。

また、雇用の話の問題も改めてありましたけれども、雇用は、先ほど担当課長から申しあげましたとおり、町内の皆さんであります。スキー場のほうは全てが町内ではございません。ですが、いずれにしても、こうした皆さん方の雇用というものをしっかり守って維持していくことは、私ども町に課せられた義務でもございますので、このことについては最善の努力としっかりとしたチェック体制を取っていきたいというふうに思います。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。2番、宮坂幸夫議員。

2番（宮坂幸夫君） 1つだけお尋ねします。当初から福祉と、町民の福祉ということであります。私は、町民に限り据え置くと。何か証明ですね、マイナンバーカードでもよろしいし、免許証でもよろしいんですが、町民に対しては価格を据え置く。なおかつ、そこにじゃあその分をどうするかと。クラウドファンディング。この辺を、文章、私つくれないんですが、入れた項目を設けたらどうかなと思います。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 宮坂議員のほうからお話がありましたけれども、いわゆる温泉館の町民

の福祉の増進ということはもちろんございますし、また、冒頭申し上げたように、現在の温泉館の状況というのは、多くの町外者の皆さんが観光地に訪れてお立ち寄りいただいている皆さんも多くおられます。このことは、少なく見ても私も町にとって大きなやっぱりメリットだというふうに思います。要するに、温泉館があつて、そこを利用して立科町を知っていただく、そして、訪れていただいた皆さんが立科町のことがまた自分たちが都市部に戻っていかれても立科町の話が出るということにおいては、大きな私はメリットだというふうに思いますので、観光面においても寄与している施設だというふうに思います。

クラウドファンディングの問題がどうのこうのということは、現段階で私も考えておりませんが、少なくとも町が直営でやっている限り、もちろん最大限の努力はしてまいりますので、即指定管理がどうのこうのということを考えているわけではありませんが、しかし、これから先々を考えたときに、立科町の町民の皆様の血税をいかに維持し、無駄をなく、町民の皆さんの持続可能なまちづくりを進めていくためには、そういった財源的な問題についてもしっかりとメスを入れるべきところはメスを入れる。そして、町民の皆さんのいわゆる福祉の向上につなげるのであれば当然つなげていくという、この両面というのは当然ついて回る問題だというふうに私は思います。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第15号

議長（今井英昭君） 日程第13 議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） この手数料徴収、中身は印鑑証明とか住民票の金額を100円下げるという内容なんですけど、これについて、この金額の200円に設定した根拠についてお伺いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

この手数料につきましては、そもそもこの手数料で経費を賄うという趣旨のものでございますので、100円下げたことというのは、利便性を向上させるために100円下げると、そちらのほうが利用がされやすいということでございます。収入と費用の対比というような意味での根拠はございません。

以上です。

議長（今井英昭君） 10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 利便性の向上を図ることが一番の目的ということだと思うんですけど、実際、どうして使われないかというのは、特に高齢者の方は使い方が分からない部分が多いんじゃないかと私は思っているんですが、その辺について検討されてから今回こういう形になったのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 全て利用される方がこちらを利用していただきたいという趣旨ではございませんので、コンビニ交付の利用を増やすということでは、まずはそういったニーズのある方に利用していただくということで、当然、これまでどおり役場の窓口で交付を受けることも可能でございますので、そちらがご都合がよろしい方は利用いただければというところでございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） できれば、できるだけ多くの人に利用していただきたいということについては、高齢者の方も利用できるようなふうに広報活動もはじめとした、そういう説明の仕方というのはもっと工夫しなければいけないと思っは私いるんですが、その広報活動等についてはどのように考えているかお伺いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 特に高齢者など、何か特定の層の方を対象にして広報するということとは考えてはおりませんが、今後、よりそういった利便性、そういった広報も含めまして、利便性を向上させるということについては留意をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第16号

議長（今井英昭君） 日程第14 議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第17号

議長（今井英昭君） 日程第15 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第18号

議長（今井英昭君） 日程第16 議案第18号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第19号

議長（今井英昭君） 日程第17 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第20号

議長（今井英昭君） 日程第18 議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 厚い冊子を頂いて、まだ十分読み込んでいないんですけど、この策定についての主な変更点についてご説明をお願いします。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

今回変更となる箇所につきましては、まず、基本的な事項の農林業センサス、国勢調査、町の財政状況、主要公共施設等の整備における統計データの時点修正、次に、基本方針につきましては、第5次立科町振興計画の5つの基本目標を、今回、第6次基本計画に基づきます7つの目標に変更をしております。あと、おおむね変更点はございませんが、現在まで進行した事業の進捗等によりまして、各事業の新たな事業ですとか、終了した事業につきましては削除という形になっております。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第21号

議長（今井英昭君） 日程第19 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第11号）
についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、村松浩喜議員。

11番（村松浩喜君） 11番。産業振興課長にお尋ねします。補正予算書の26ページと30ページに関するものでございます。まず、26ページ、1項農業費2目農業総務費、30ページですと、2項観光費1目観光総務費、こちらにそれぞれ地域おこし協力隊員の経費の減額補正がされております。これは、採用ができなかったために減額されているものと思われそうですが、もしそうだとすれば、その採用に至ることができなかった原因、理由をお答えください。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

まず、農業総務費の地域おこし協力隊経費124万2,000円の減額につきましては、昨年9月の議会定例会において補正予算をお認めいただき、農業振興担当1名を令和8年2月頃から採用する予定でございました。補正予算後、担当者が業務多忙ですぐに募集をかけられなかったという状況もありましたが、10月7日に立科町農業委員会から、担い手不足と農業の農地の遊休・荒廃化の課題解決に向けての要請書が提出されたことにより、役場内部で検討を進め、もっと地域おこし協力隊員を募集していく方針となり、令和8年度採用の2名と併せて募集をすることとし、今回減額をさせていただくものでございます。

次に、観光総務費の地域おこし協力隊費601万4,000円の減額につきましては、女神湖センター調理部門を拠点として2回募集を行いました。応募者がなく、その後、女神湖センター調理部門の体制も変更があったため、追加の募集は行いませんでしたので、今回減額をさせていただくものになります。よろしくをお願いします。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 18ページをお願いします。テレワーク推進事業経費で700万円という大幅な減額になっていて、課長さん、説明していただいたんですが、ちょっとよく分からなかったんですが、これについてももう一度ご説明いただけるでしょうか。業績がよかったために負担金が減ったんだというお話だったんですけども、その具体的な数値についてお聞かせください。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

立科町振興公社の負担金でございますが、負担金につきましては、まず、交付条件において、交付申請内容との乖離が見込まれる場合につきましては、町は事前の協議を経て負担金の全部または一部の返還を求めることができることとしております。事

業開始当初は収入金がなく、負担金の公社の環境整備ですとか、ワーカーへの支払いなどの運転資金に充てておりましたが、新規の業務の受注確保によりまして収入金の入金サイクルが安定し、収入金内での支払いが可能になったこと、さらには、負担金額を上回る決算見込みを認められたことから、両者の協議による返還を求めたものでございます。

その数字につきましては、予算額が負担金を含めまして本年度3,130万円ほど見込んでおりましたが、決算見込みの状態で3,500万円ほど決算の見込みが見込まれるということで、今回返還となったものになります。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） その下なんですけど、ふるさと寄附金の事業についてお伺いします。これも792万8,000円の更正減でなっているんですが、これは収入が減ったのかなと思って見ているんですけど、補助金のところがちょっとよく分からないんですけど、手数料使用料補助金とあるんですけど、これはどういう内容のものだったんでしょうか。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） 手数料使用料等につきましては、本年度の実績見込みによります減額をさせていただいております。この影響につきましては、昨年10月の改正によりまして、今までポイント制度が還元がございましたが、今後、楽天ですとか、ペイペイですとか、そういうものの支払いについてのポイント還元というのがなくなりまして、その影響でやはり10月以降の寄附というのが減少しております。それに伴いまして、サイトの使用料ですとかまず減額をさせていただいております。

補助金につきましては、こちらは地域課題解決事業、ガバメントクラウドファンディングの金額になりますが、本年度、白樺高原の花火大会について実施を行った結果、予算額に対しましてあまり寄附が集まらなかったということで減額とさせていただいております。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第22号

議長（今井英昭君） 日程第20 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第23号

議長（今井英昭君） 日程第21 議案第23号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第24号

議長（今井英昭君） 日程第22 議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第25号

議長（今井英昭君） 日程第23 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第26号

議長（今井英昭君） 日程第24 議案第26号 令和7年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 議案第27号

議長（今井英昭君） 日程第25 議案第27号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第26 議案第28号

議長（今井英昭君） 日程第26 議案第28号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井です。3ページのところです。今回、委託料と工事請負費で大きく減ったところがございます。白樺湖地区の管渠、カメラの調査が2,223万1,000円減、それと、立科特環のマンホールポンプの工事が7,447万8,000円の減額なんです。詳しい減額の理由を教えてください。

議長（今井英昭君） 羽場建設環境課長。

建設環境課長（羽場雅敏君） お答えいたします。

議員ご質問の白樺湖地区管渠カメラ調査と立科特環マンホールポンプ場設備工事につきましては、令和7年度における国庫補助金の内示額が要望額に対しまして49%にとどまりましたので、事業規模を縮小し、経費を抑え、白樺湖地区の管渠カメラ調査につきましては、簡易な自走式ドローンカメラ調査を行ったものであります。その中で、簡易な調査ではありましたが、不明水の流入箇所を確認することができたものであります。

また、立科特環マンホールポンプ場の設備工事につきましても、事業規模を縮小いたしまして、17か所中の10か所を調査を、設備工事を実施いたしました。残りの分につきましては令和8年度も引き続き対応してまいりたいと思っておりますが、国庫補助金の内示額に合わせて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（今井英昭君） 10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 今のご説明で、カメラについては簡易なカメラで漏水箇所を見つけることができた。そういったことであれば、これからもそういった簡易、お金のあんまりかからない方法で工事のそういう漏水箇所の調査をしたほうがいいのかと私は考えるんですが、その辺についてはどういうふうに考えているかお伺いします。

議長（今井英昭君） 羽場建設環境課長。

建設環境課長（羽場雅敏君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、自走式のドローンカメラ調査というのは初めて行ってみたわけですが、成果は十分にありましたので、令和8年度以降も調査を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

10番（今井 清君） 分かりました。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（午前11時10分 散会）